

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定案について寄せられた意見等及び県の考え方

No.	意見（概要）	意見に対する県の考え方	提出意見の 反映状況
1	令和5年5月26日付けで国が制定した盛土規制法の施行に当たっての留意事項の内容について、語句の定義や適用の範囲などについて確認したい。	国が制定した留意事項等については、詳細な解説などはまだなされていない状況です。青森県では今後必要に応じマニュアル等において適宜説明や補足を行ってまいります。	その他
2	むつ市二又地区について、県の指定方針から考えて宅地造成等工事規制区域の範囲が広いように感じる。区域指定の方法について確認したい。	区域指定の方針については意見募集の際にお示ししたとおりです。それに基づく当該箇所に係る区域指定の手順については、以下のとおりとなります。 ①3戸以上が50メートル以内に連たんしている箇所を「集落」として抽出 ②①が含まれる国土地理院地図上の100メートル角メッシュの区域を指定 ③②の外周から平地で半径50メートル、傾斜地で半径250メートルの範囲を隣接、近接する区域を抽出 ④③が含まれる国土地理院地図上の100メートル角メッシュの区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定	その他
3	蓬田村の村営牧場が「宅地造成等工事規制区域」に指定されているが、この場所は国有林野の土地で人が住んでいないので「特定盛土規制区域」で問題ないと思われる。	青森県では、人が住んでいるかどうかにかかわらず、基礎とした地図上に3戸以上の建物があるかどうかを基に規制区域の指定を行っております。 蓬田村営牧場内の一部が宅地造成等工事規制区域となっているのはそのためです。	その他